

## 参考資料

---

2022年11月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、気候変動開示基準について、2023年初旬に最終化を予定。また、2023年前半にISSBの基準策定における優先アジェンダ(例:自然資本、人的資本等)を決定するための市中協議を実施予定。日本からは、「サステナビリティ基準委員会」が国内の意見をまとめ、意見発信。

## 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



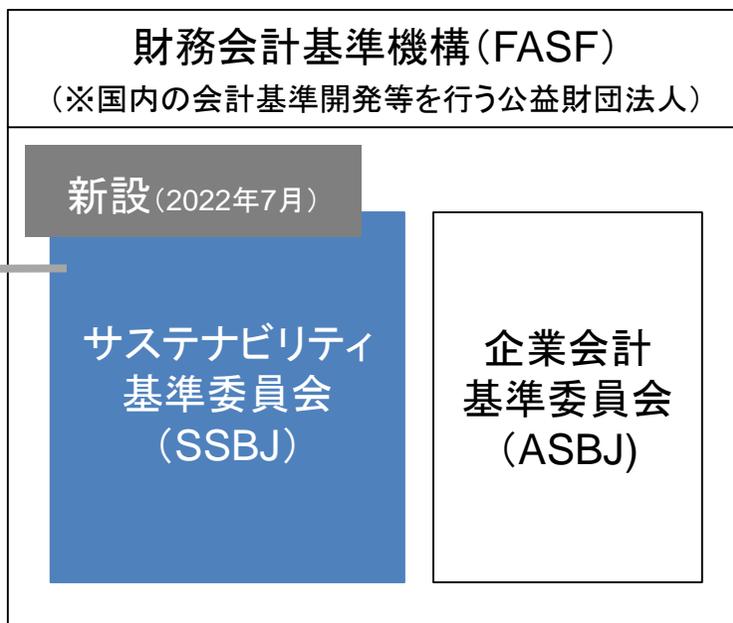
議長



エマニュエル・ファベール氏(仏)  
(元ダノンCEO)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

## 日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

# ISSB基準の公開草案①

- 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は全般的な開示要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）の基準に関する公開草案を公表（昨年11月に公表した基準のプロトタイプ（基準の原型）がベース）。市中協議（コメント期限：7月29日までの120日間）を経て、2023年初旬に基準を最終化予定

## ISSB基準の公開草案の概要

### 全般的な開示要求事項 （S1基準）

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定（例）重要性の判断、開示場所に関する要件等

### 気候関連開示 （S2基準）

- 企業の気候関連リスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFDとの主な違いは、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 3<sup>（注1）</sup>の開示の要求、及び業種別指標の開示の要求

### （参考）ISSBにおけるSASB基準<sup>（注2）</sup>の取扱い

- 昨年11月、IFRS財団はサステナビリティ開示に関する既存の基準策定団体であるVRFと2022年6月までに統合<sup>（注3）</sup>する旨公表
- 今般、ISSBは基準の公開草案公表の他、SASB基準の今後の取扱いについて以下の方針を公表
  - ISSBの基準設定プロセスにおいてSASBによる業種別アプローチを採用する
  - 今回公表した基準の公開草案において、SASB基準をベースにした要件を含める（気候関連開示では業種別指標が該当）
  - SASB基準を国際的に適用可能にする（ISSBの初期の作業計画に含める旨言及）
  - IFRS財団がVRFと統合することに伴い、SASB基準をISSB基準の適用ガイダンスとする
  - SASBで現在進行中のプロジェクトは、ISSBに移行する等

（注1）Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3：Scope 1、Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

（注2）SASB（サステナビリティ会計基準審議会）が策定する、サステナビリティに係る課題が企業財務にもたらす影響を投資家等に報告するための基準。基準では11のセクター、77の業種別に開示項目及びKPIを設定

（注3）VRF（価値報告財団）は、2021年6月にSASBとIIRC（国際統合報告評議会）が統合し設立された民間団体。2022年6月までにIFRS財団と統合する予定とされていたが、最終的には同年8月1日に統合を完了

（出所）IFRS財団プレスリリース（2022年3月31日公表）

# ISSB基準の公開草案②(サステナビリティ全般の開示)

- 全般的な開示要求事項の公開草案では、気候変動に限らず、投資家にとって重要な全てのサステナビリティ情報を開示するための全般的な要件を設定

## 全般的な開示要求事項の公開草案の主なポイント

### ■ 重要性

- ・ 主要な利用者(投資家・貸手・その他債権者)の企業価値に関する評価にとって重要な、全てのサステナビリティ関連財務情報の開示を要求
- ・ 重要性に関する定量的な閾値は設けず、経営者に対し重要性の判断を要求

### ■ 4つの構成要素による開示

- ・ 各サステナビリティ項目は、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素から開示を要求

### ■ サステナビリティ関連のリスクと機会の特定

- ・ 重要なサステナビリティ関連のリスクと機会の特定には、ISSB基準のほかに、SASB基準<sup>(注1)</sup>、ISSBの強制力のないガイダンス(CDSBフレームワーク<sup>(注2)</sup>の適用ガイダンスを例示)、他の基準設定組織が公表している最新の公表物、同じ業種や地域で活動する他社の実務を考慮することを要求  
※サステナビリティ事項に適用される特定のISSB基準が存在しない場合も同様の取扱い

### ■ 開示場所

- ・ サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告<sup>(注3)</sup>の一部として開示することを要求、ただし特定の開示場所は指定せず。開示場所の一つとして「経営者による説明」<sup>(注4)</sup>も可能である旨規定

(注1) SASB(サステナビリティ会計基準審議会:サステナビリティに係る課題が企業財務にもたらす影響を投資家等に報告するための枠組み。11のセクター、77の業種別に開示項目及びKPIを設定)

(注2) CDSB(気候変動開示基準審議会)が策定する、気候変動を含む環境が企業に与える影響を投資家等に報告するための枠組み

(注3) 公開草案の付録Aでは、一般目的財務報告は「主要な利用者(既存および潜在的な投資家、貸手、およびその他の債権者)が企業への資金提供に関する決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供する。企業の一般目的財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示を含むが、これらに制限されない」と定義されている

(注4) 「経営者による説明」は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する、企業の財務諸表を補完する報告のこと。諸外国では、「経営者による検討及び分析(MD&A)、経営及び財務のレビュー(OFR)、戦略報告書(Strategic Report)」など様々な呼び方がある

(出所)IFRS財団 Exposure Draft 「[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information」(2022年3月31日公表)より、金融庁作成

# ISSB基準の公開草案③(気候関連開示(1))

- 気候関連開示の公開草案では、TCFDの4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した形で設定している

## 公開草案の構成

目的
スコープ(物理的及び移行リスクと機会)
ガバナンス
戦略
リスク管理
指標と目標
[付録A] 定義
[付録B] 業種別開示要件
[付録C] 適用日 (未定、早期適用可)

## 主な開示要件

### 【ガバナンス】

- 気候関連のリスクと機会を企業内で監視、管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、手続きを理解するための情報

### 【戦略】

- 気候関連のリスクと機会に対応するための企業の戦略、当該リスクと機会が財務計画を含む戦略的な計画に組み入れられているか、戦略におけるコアであるかどうか評価するための情報

### 【リスク管理】

- 現在及び予想される気候関連リスクと機会を識別、評価、管理するプロセス、及び当該プロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合されているかどうか理解するための情報

### 【指標と目標】

- 重大な気候関連リスクと機会を測定、監視、管理し、設定した目標への進捗状況を含め企業による実績の評価を理解するための情報
  - 業種横断指標
  - 業種別指標([付録B]で詳細規定)
  - 目標への進捗状況を測定するため、取締役会や経営者が利用しているその他指標
  - 気候関連リスクの軽減と適応、又は気候関連機会の最大化のために企業が設定した目標

# ISSB基準の公開草案④(気候関連開示(2))

□ 気候関連開示の公開草案では、シナリオ分析、業種横断指標、業種別指標が示されている

## 基準案の構成

## 留意すべき事項

ガバナンス	気候関連のリスクと機会を企業内で監視、管理するために使用されるガバナンスのプロセス、統制、手続きを理解するための情報
戦略	気候関連のリスクと機会に対応するための企業の戦略、当該リスクと機会が財務計画を含む戦略的な計画に組み入れられているか、戦略におけるコアであるかどうか評価するための情報
リスク管理	現在及び予想される気候関連リスクと機会を識別、評価、管理するプロセス、及び当該プロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合されているかどうか理解するための情報
指標と目標	気候関連リスクと機会を測定、監視、管理し、設定した目標への進捗状況を含め企業による実績の評価を理解するための情報

### ■ シナリオ分析

- 戦略上のレジリエンスを評価するため、不可能な場合を除き、シナリオ分析の実施を要求(実施できない場合は代替手法の使用を要求)
  - 分析結果(分析による発見事項や考慮した不確実性、戦略とビジネスモデルを調整・適応する能力)
  - 分析手法(使用されたシナリオ、時間軸、仮定 等)
  - シナリオ分析を実施できない場合の代替手法の説明 等

### ■ 業種横断指標

- 温室効果ガス(GHG)排出量について、以下の開示を求めている
  - GHGプロトコルに基づく、Scope 1、2、3<sup>(注)</sup>の排出量
    - Scope 1と2は以下の範囲で区別して開示
      - i) 連結対象企業(親会社及びその子会社)
      - ii) 連結対象に含まれない企業(関連会社、共同支配企業等)
 ※ ii) については排出量の測定方法及び当該方法を選んだ理由
    - Scope 3については、排出量の測定において含まれる活動(カテゴリー)、バリューチェーン上の企業の測定方法 等

### ■ 業種別指標

- 11セクター、68業種ごとに指標の開示を求めている
  - 一部指標を国際的に適用可能な形に修正
  - 業種別指標が全般的な開示要求事項及び業種横断指標をどう補完しているかに関するガイダンスを提供

# 米国による気候関連開示規則案の概要①

- 2022年3月21日、米国証券取引委員会(SEC)は、気候関連開示を義務化する内容の規則案を公表し、市中協議を開始(コメント期限5月20日)。規則最終化を経た後、企業規模に応じて、早ければ2023会計年度から段階的に適用開始予定

## 規則案の概要

対象企業	✓ 全てのSEC登録企業(内国及び外国を含む)
開示媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年次報告書(内国公開企業(Form 10-K)や外国公開企業(Form 20-F)を含む)</li> <li>✓ 証券登録届出書(Form S-1)               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「気候関連開示」のセクションを別途設けるよう要求</li> </ul> </li> </ul>
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 財務諸表以外の「気候関連開示」セクションにおいて、以下の開示を要求(TCFD提言の4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に類似)               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役会と経営者による気候関連リスクの監督</li> <li>• 気候関連リスクが、企業の戦略、ビジネスモデル、見通しに与える影響</li> <li>• 気候関連リスクを識別、評価、管理するプロセス、及び企業の総合的リスク管理に統合されているかどうか</li> <li>• リスク管理の一部として移行計画を採用している場合は、当該計画の説明(物理・移行リスクを特定、管理するための指標と目標を含む)</li> <li>• シナリオ分析を行っている場合は使用したシナリオ、前提、予想される主要な財務的影響</li> <li>• 温室効果ガス(GHG)排出量のScope1・2。Scope3<sup>(注1)</sup>は重要な場合又は目標を設定している場合 等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※将来予測情報及びScope3の開示については、いわゆるセーフハーバールール<sup>(注2)</sup>を適用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>✓ 財務諸表の注記(note)において、気候変動に関する財務影響指標、支出指標、財務的な見積りと仮定の開示を要求</li> </ul>

(注1) Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(注2) 発行体の開示書類等における将来予測に関する記述について、発行体が誤解を生じさせることを知って記載したことなどを原告が立証できない場合、発行体の民事責任が免除されるという証券法上のルール(出所)米国証券取引委員会「SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」(2022年3月21日)

# 米国による気候関連開示規則案の概要②

## 規則案の概要(続き)

### 保証

- ✓ 一部のSEC登録企業に対し、GHG排出量のScope1・2に関し段階的に保証を求める(ただしScope3は対象外)
  - 大規模早期提出会社<sup>(注1)</sup>: 2024会計年度から限定的保証、2026会計年度から合理的保証を導入
  - 早期提出会社<sup>(注2)</sup>・非早期提出会社<sup>(注3)</sup>: 2025会計年度から限定的保証、2027会計年度から合理的保証を導入
- ✓ 保証提供者には独立性ルール(財務諸表監査におけるルールと類似のもの)、及び保証基準の適用を求める

### 適用開始時期

- ✓ 企業の規模に応じて段階的に適用予定

登録企業のタイプ	全ての開示要件 (Scope1・2含むが、 Scope3は除く)	Scope3の開示	Scope1・2の保証
大規模早期提出会社	2023会計年度	2024会計年度	限定的保証: 2024会計年度 合理的保証: 2026会計年度
早期提出会社 非早期提出会社	2024会計年度	2025会計年度	限定的保証: 2025会計年度 合理的保証: 2027会計年度
小規模報告会社 <sup>(注4)</sup>	2025会計年度	-	-

(注1) 大規模早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社: ① 議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上(関連会社以外が保有するものに限る)、② 12ヶ月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく開示義務の対象となっていること、③ 1回以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を提出していること、④ 小規模報告会社の特例の適用対象外であること

(注2) 早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社: ① 議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満(関連会社以外が保有するものに限る)、② 大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④

(注3) 非早期提出会社は、大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業

(注4) 小規模報告会社は、① 浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは② 直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

(出所) 米国証券取引委員会「SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」(2022年3月21日公表)

# 英国の動向(会社法改正)

- 2021年10月、英ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)は会社法及びLLP法改正を実施。2022年4月から、従業員500人以上の上場企業及び大規模企業等に対し、TCFD提言に基づく開示義務の適用が開始されている

## 会社法改正案の概要

- 対象企業
- ✓ 従業員500人以上の上場企業、銀行、保険会社<sup>(注)</sup>
  - ✓ AIM市場(新興企業向け市場)に上場している従業員500人以上の英国登録企業
  - ✓ 上記に含まれない企業で、従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上の英国登録企業
  - ✓ 従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上のLLPs

- 開示媒体
- ✓ 年次報告書内の戦略報告書

- 開示内容
- ✓ TCFD提言の4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿った開示を要求
  - ※シナリオ分析は推奨するが要求しない旨記載

- 適用開始時期
- ✓ 2022年4月6日以降開始する会計年度

## 開示が求められる事項

TCFD提言の開示推奨項目		会社法改正案
ガバナンス	a) 取締役会の監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動から生じるリスクと機会を特定・管理するためのガバナンス体制に関する記載</li> </ul>
	b) 経営者の役割	
戦略	a) 短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動に関する影響に対応するため、ビジネスモデルと戦略がどう変化しうるか、及びこの変化に影響を及ぼす傾向や要素に関する記載</li> <li>※シナリオ分析(項目c)については開示を要求せず</li> </ul>
	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響	
	c) シナリオ分析	
リスク管理	a) 気候関連リスクを識別及び評価するプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ビジネスに影響を与え得る主要なリスクと機会、及び企業が当該リスクと機会を管理する方法</li> <li>• 気候変動に関するリスク管理方針、当該方針を実行するためのデューデリジェンスプロセス、及び成果</li> </ul>
	b) 気候関連リスクを管理するプロセス	
	c) 気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスの総合的リスク管理における位置づけ	
指標と目標	a) 気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連リスクと機会のエクスポージャーに関するKPI、及び当該KPIについて企業が設定した目標</li> </ul>
	b) 温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスク	
	c) 気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績	

(注) 社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entities)を指す

(出所) Department for Business, Energy & Industrial Strategy " Consultation response: Mandatory climate-related financial disclosures by publicly quoted companies, large private companies, and LLPs"(2021年10月28日公表)

# EUの動向①(企業サステナビリティ報告指令(CSRD))

- 2021年4月21日、欧州委員会は、現行の非財務報告指令(NFRD)の改正案として、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表。開示要件の詳細は欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が今後策定する欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づく旨を提案



## CSRD案の概要(2021年4月公表)

(参考)EFRAG基準の方向性(EFRAG報告書(2021年3月公表))

対象企業の拡大	現行	年間従業員数500人以上の上場企業等 <sup>(注1)</sup>
	改正案	全ての大企業 <sup>(注2)</sup> 及び上場企業 <sup>(注3)</sup> (中小企業含む)
より詳細な開示要件の導入	現行	環境、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する方針、方針の実施結果、主要なリスクとその管理方法、非財務KPI
	改正案	上記に加え以下を追加で要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>ダブルマテリアリティに基づく情報(企業がサステナビリティ事項に与える影響と、サステナビリティが企業に与える情報)</li> <li>無形資産</li> <li>開示情報を特定するプロセスに関する情報</li> </ul> ※詳細はEFRAGが策定する基準にて規定
保証の導入	現行	無し
	改正案	当初は限定的保証から開始し、保証水準を徐々に厳格化する段階的アプローチを提案

報告目的	ダブルマテリアリティの概念をベースとした目的を提示 <ul style="list-style-type: none"> <li>報告企業が様々なステークホルダー(環境を含む)に与える重要なサステナビリティインパクト、及び報告企業自身の価値創造のために重要なサステナビリティのリスクと機会について、比較可能で信頼性の高い情報を提供</li> </ul>
報告内容	報告内容として以下を提示 <ul style="list-style-type: none"> <li>【分野】戦略・実行・パフォーマンス測定</li> <li>【項目】全てのESG要素及び無形資産</li> </ul>
基準の構造	3つの報告レイヤーで構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>セクター共通の報告</li> <li>セクター別の報告</li> <li>企業固有の報告</li> </ul>
基準策定	段階的に実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>まずはセクター横断基準、優先順位の高いESGトピック(気候変動等)に関する基準等を策定</li> </ul>

(注1) 社会的影響度の高い企業(Public Interest Entities)が対象

(注2) 大企業は、従業員250人以上、純資産2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロのうち2つを満たすもの

(注3) 上場企業のうち、零細企業(a: 総資産残高35万ユーロ、b: 純売上高70万ユーロ、c: 従業員数10名のうち、2つ以上の条件を超えない企業)を除く

(出所) 欧州委員会ホームページ等

## EUの動向②(ESRSの最終案の状況)

- 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案では、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に含まれるべき項目をESG要素毎に規定。これを踏まえ、ESRSの公開草案では、環境(E)に関する5つの基準、社会(S)に関する4つの基準、ガバナンス(G)に関する2つの基準を提案

### ESRS(第1弾)の体系(2022年4月29日公表)

横断的基準 (cross-cutting)	環境 (E)	社会 (S)	ガバナンス (G)
ESRS 1 全般的原則	ESRS E1 気候関連	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 ガバナンス、リスク 管理、内部統制
ESRS 2 概要、戦略、ガバ ナンス、マテリアリ ティの評価	ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーン上 の従業員	ESRS G2 事業活動
	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	
	ESRS E4 生物多様性と エコシステム	ESRS S4 最終顧客及び 消費者	
	ESRS E5 サーキュラーエコノ ミー(循環型経済)		

### 今後策定予定<sup>(注1)</sup>の ESRS(第2弾)

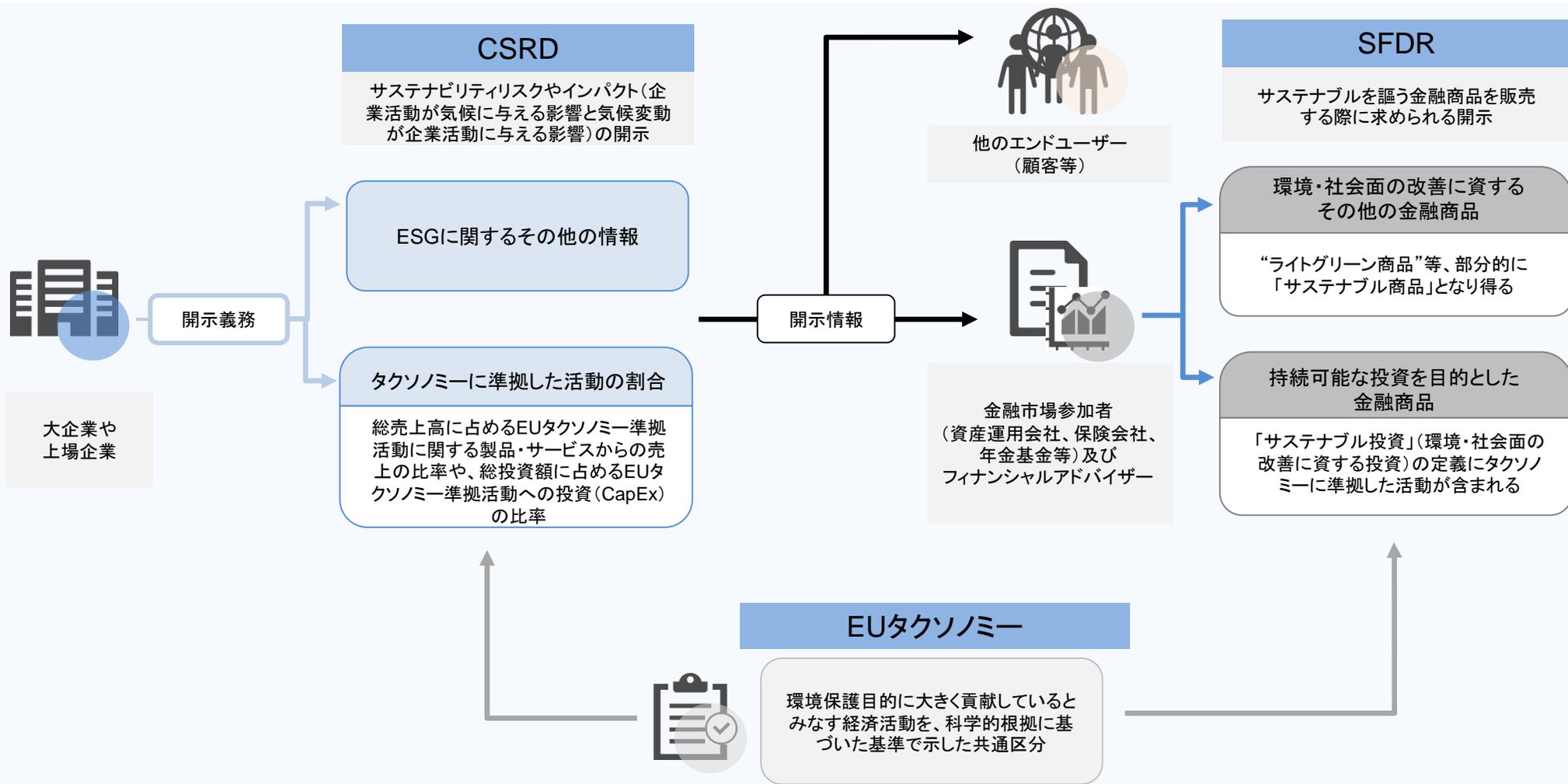
セクター別基準

中小企業向け基準

(注1)2023年10月末までに、EFRAGがセクター別基準、中小企業向け基準を策定し、ECが採択予定  
(出所)EFRAG ESRS Exposure Draft(2022年4月29日公表)

## EUの動向③(サステナブルファイナンスパッケージ)

- 金融機関や事業会社等は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や金融機関等のサステナビリティ開示規制(SFDR)によって、EUタクソミー基準を満たす製品・サービスからの売上が総売上高に占める比率等の開示が必要となる



□ EUタクソミーについては、国内外において、様々な課題があることが指摘されている

### 3. サステナブルファイナンスの取組みの進捗と課題

#### (5) 横断的課題

#### ② タクソミーとトランジション、カーボン・クレジット

EUのほかいくつかの国で検討が進む、「サステナブル」な経済活動を分類する基準(「タクソミー」)の策定に向けた動きについて、第一次報告書<sup>(注1)</sup>では、いわゆるグリーンウォッシュ等を防止し、サステナブルファイナンスを推進する意義が考えられる一方、その有効性を確保するには、適切な科学的根拠、中央集権的な基準設定のコスト、市場ベースでのESG評価の活用等の代替策の検討、各国の段階・条件等の考慮といった課題がある旨を併せて指摘している。

また、国際的には、昨年11月、IPSF<sup>(注2)</sup>がEU・中国のタクソミーを比較し共通点を抽出した「コモングラウンドタクソミー」報告書及び付属表を公表したほか、上述<sup>(注3)</sup>のG20によるロードマップ等においても、タクソミーなど、持続可能性目標に沿った投資を実現する方策の比較可能性・相互運用性の向上が、課題として指摘されている。

(注1) 金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書(2021年6月18日)

(注2) サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム: International Platform on Sustainable Finance

(注3) 公的部門における国際的な議論においても、2021年10月のG20ローマ・サミットで承認された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で、2023年までにトランジションファイナンスに係る枠組みを策定することとされた。

- 金融庁サステナブルファイナンス有識者会議においては、トランジションについて、内外の企業・金融機関が連携して、着実なトランジション計画の策定・開示を行うことや、環境・産業政策を踏まえた金融機関の実効的な取組みにつながるよう、関係省庁が連携して議論を進めていくことが重要である旨が提言された

### 3. サステナブルファイナンスの取組みの進捗と課題

#### (5) 横断的課題

##### ② タクソミーとトランジション、カーボン・クレジット

なお、特にトランジションについては第一次報告書<sup>(注1)</sup>でも記載のとおり、わが国では、昨年5月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定し、トランジションファイナンスに関わる基本的な原則等を整理している。その後この1年の間で、国際的にも官民双方において、中間目標の設定のあり方等についての議論が加速しており<sup>(注2)</sup>、目標設定に係る目線の確立に向けた取組みが重要である。内外の企業・金融機関が連携して、着実なトランジション計画の策定・開示を行うことが求められる。

#### (6) フォローアップと対外発信

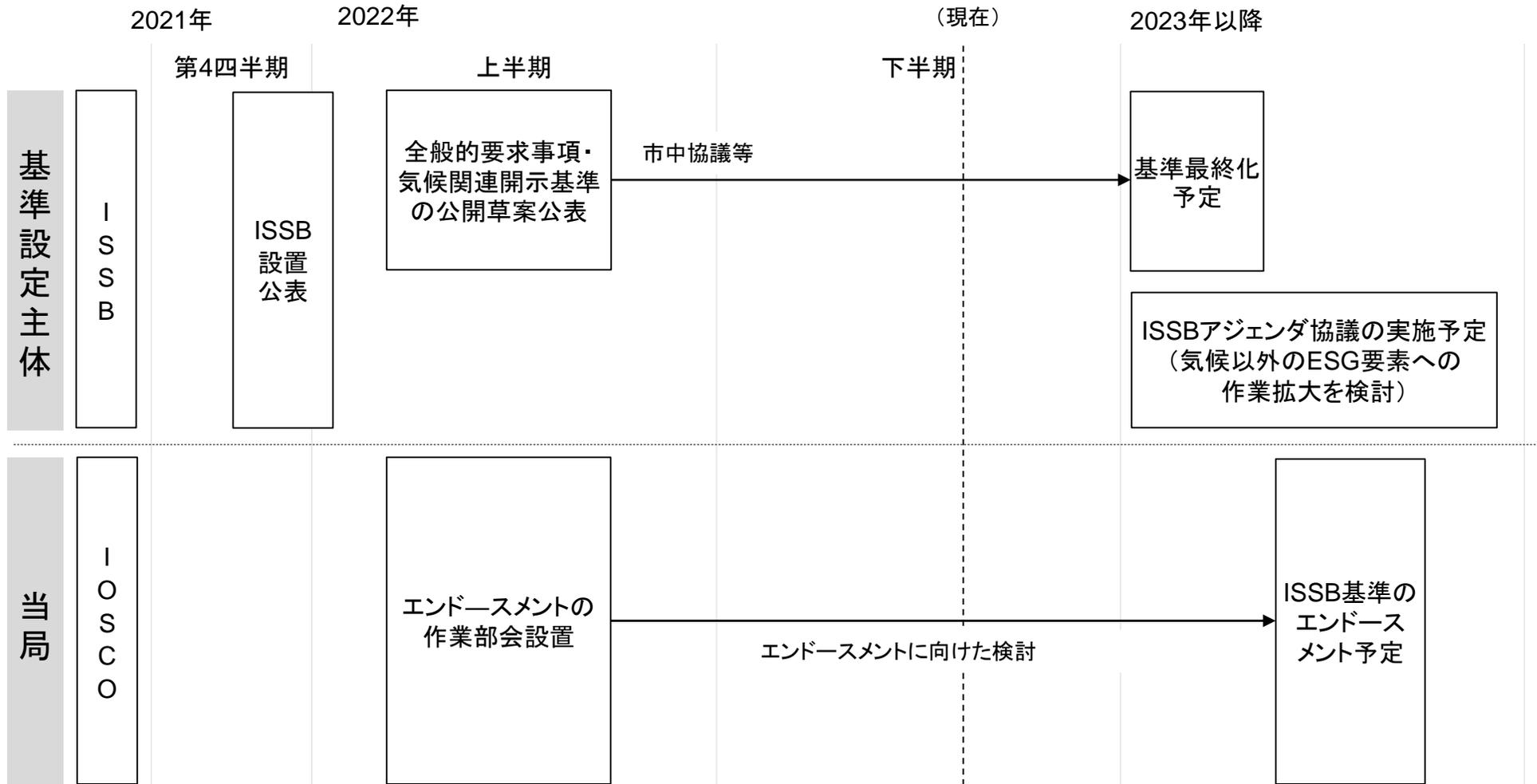
トランジション等の取組みについては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」や「クリーンエネルギー成長戦略(中間整理)」等にあるように、ロードマップの対象分野の拡大、排出経路を定量化した計量モデルの策定、エネルギー転換等を促進する枠組の整備等を政府全体として進めていくこととされている。こうした環境・産業政策を踏まえた金融機関の実効的な取組みにつながるよう、関係省庁が連携して議論を進めていくことが重要である。

(注1)金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書(2021年6月18日)

(注2)経済産業省は、アジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成への支援を目的とした、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)を昨年5月に表明し、トランジションのロードマップ策定支援等を進めている。また、GFANZIにおいても、本年6月にアジア太平洋(APAC)ネットワークを発足させ、アジアでの関係者による連携強化等を図っている。

# IOSCOにおけるISSB基準の検討状況

- 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 基準の最終化を踏まえ、来年以降、ISSB基準のエンドースメントを行う予定



(参考) 会計基準については、IOSCOは2000年に当時の国際会計基準委員会 (IASC) (現国際会計基準審議会: IASB) が作成する当時の国際会計基準 (IAS) (現国際財務報告基準: IFRS基準) をクロスボーダー市場における証券募集・上場の際に使用する基準として支持することを決議。その後、IFRS基準はグローバルスタンダードとして各法域で認められるようになっていった。

# 我が国のサステナビリティ開示に関する検討

- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっているところ、金融審議会では、有価証券報告書（法定書類）において、「サステナビリティ開示の記載欄」の新設することを提言
- 将来的には、「サステナビリティ基準委員会」が検討した具体的開示内容を有価証券報告書の「サステナビリティ開示の記載欄」に取り組むことを検討

現在

- 企業の気候変動、人的資本/投資などのサステナビリティ開示は、統合報告書などの任意の開示が主流

（任意開示の例）



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の提言

## 有価証券報告書

※投資家の投資判断に必要な情報を記載

新設

### サステナビリティに関する考え方、取組み

（当初の開示項目）

- 「ガバナンス」、「リスク管理」
- 「戦略」、「指標・目標」は各企業が重要性を踏まえ判断

（グローバル）

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSB基準

（日本）

新設

サステナビリティ基準委員会

意見発信

ISSB基準を踏まえた検討

我が国におけるサステナビリティの具体的開示内容

将来的に取り込み

段階的な適用も考えられる

# 我が国におけるTCFD開示、SASB基準の利用状況

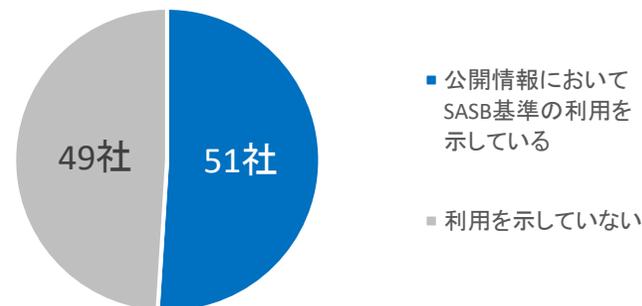
- プライム市場上場会社において、「TCFDに基づく開示の質と量の充実」の適用が開始
- SASB基準を活用している企業は、TOPIX100において半数以上存在

コーポレートガバナンス・コード(サステナビリティ関連の原則における対応)

新設・改訂された原則	概要	コンプライ率 (2021年12月比)	
		プライム	スタンダード
補充原則 2-3①	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会は、サステナビリティ課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき</li> </ul>	95.8% (+1.9pt)	94.0% (+0.7pt)
補充原則 3-1③ 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき</li> <li>プライム市場上場会社は、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき</li> </ul>	62.5% (-4.2pt)	59.4% (+0.8pt)
補充原則 4-2② 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき</li> <li>人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき</li> </ul>	86.4% (+6.2pt)	67.2% (+3.5pt)

TOPIX100の半数以上の企業がSASB基準を活用している(51/100社)

- TOPIX100のうち51社がSASB基準に言及。
- ただし、単にレポート作成において活用しているもの、マテリアリティ分析において参照しているもの、もしくは会計メトリクスまでを含むSASB対照表を作成しているものなど、基準の利用方法についてはセクターやインダストリーによって異なる。



(出所) 日本におけるTCFD開示の状況は、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2022年7月14日時点)」より金融庁作成  
SASB基準の利用状況は、PwC Japanグループ「サステナビリティ情報開示の転換期 SASB基準の適用と開示状況に対する調査」より金融庁作成

# 「その他の記載内容」についての監査人の対応【国際監査基準 (ISA720)】

監査 (audit) の対象	「その他の記載内容」
<p>○ 財務諸表            (国際監査基準200“Objective and General Principles Governing an Audit of Financial Statements”第2項)</p>	<p>○ 年次報告書※に含まれる財務情報及び非財務情報(財務諸表及びその監査報告書を除く。)            ※ 法令等又は慣行により経営者又は統治責任者が通常年次で作成する単一又は複数の文書</p>

## 「その他の記載内容」に対する監査人の対応

- 監査人は、「その他の記載内容」を通読 (read) <sup>(注1)</sup>し、以下を検討 (consider)
  - － 「その他の記載内容」と財務諸表との間に重要な相違があるかどうか。
  - － 監査において入手した監査証拠と到達した結論の観点から、「その他の記載内容」と監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか。

## 監査報告書の記載事項

- 「その他の記載内容」又は他の適切な見出しを付した区分に次の事項を記載
  - ✓ 監査報告書日より前に入手した「その他の記載内容」がある場合には、以下のいずれかを記載 <sup>(注2)</sup>
    - － 監査人が報告すべき事項はない旨
    - － 監査人がその他の記載内容に未修正の重要な虚偽記載があると結論づけた場合、当該未修正の重要な虚偽記載の内容

(注1) 通読に際し、監査人には、財務諸表や監査人が監査の過程で得た知識に関連しない「その他の記載内容」についても、重要な虚偽の兆候について常に注意を払う(remain alert)ことが求められる。

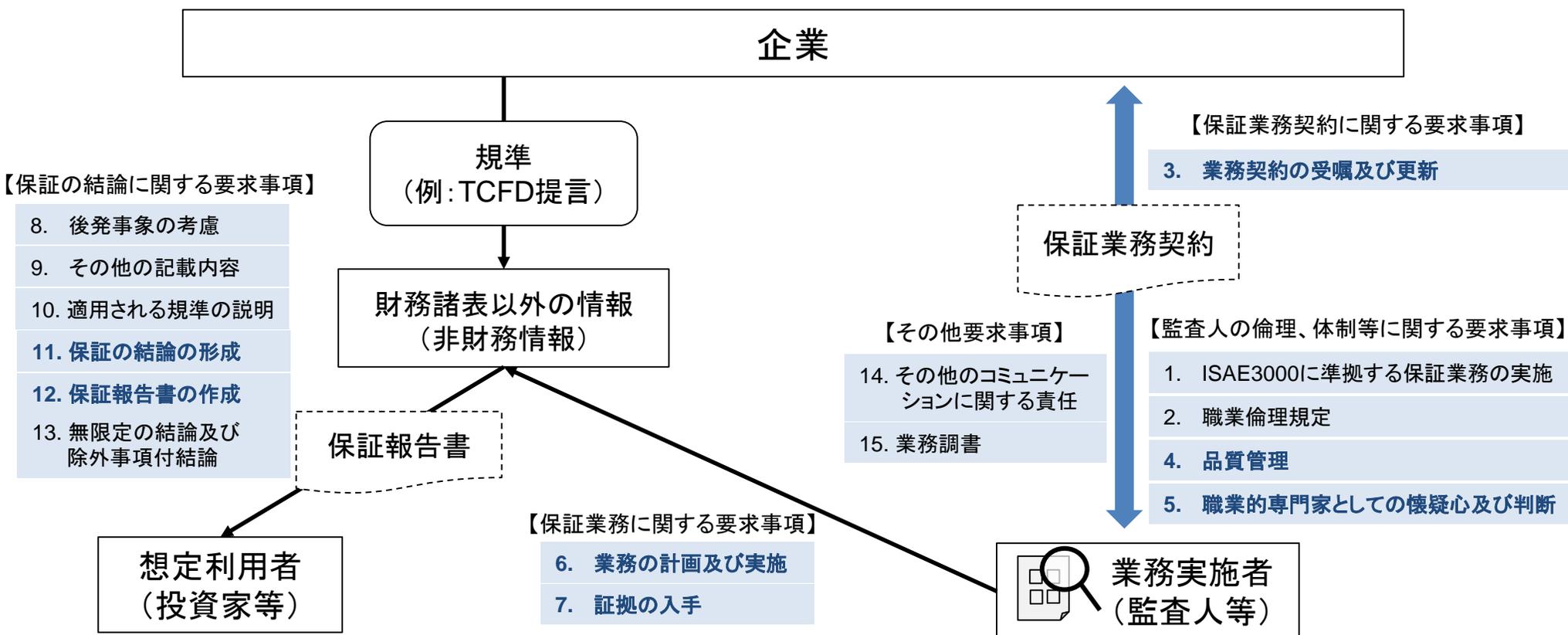
(注2) このほか、①「その他の記載内容」については経営者が責任を負う旨、②監査意見の対象には「その他の記載内容」は含まれておらず、したがって、監査人は監査意見その他いかなる保証の結論も表明しない旨(又は表明する予定がない旨)、③本ISAで要求される「その他の記載内容」の通読・検討・報告に関する監査人の責任に関する説明、についても記載。

(出所) 2019年3月28日「企業会計審議会総会・監査部会(第43回)」資料4「監査報告書の記載事項の見直しについて」より金融庁作成

# 保証業務(サステナビリティ情報の保証業務に関する基準)

- 国際監査基準を策定している国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では、財務諸表以外の情報に対する保証業務の基準として、国際監査保証業務基準第3000号 (ISAE3000)<sup>(注1)</sup>を策定している
- 近年のサステナビリティ情報への関心の高まりを受け、2021年3月、IAASBは、ISAE3000の保証業務への適用に関するガイダンス<sup>(注2)</sup>を公表

## 企業の非財務情報に対する保証を、ISAE3000に基づいて提供する場合の要求事項



(注1) Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」)

(注2) IAASBが2017年10月より実施した「拡張された外部報告(EER)」プロジェクトにおいて策定された、ISAE3000の適用に関するガイダンスを指す。太線青字は、当該ガイダンスにおいて対応しているISAE3000の要求事項。このほか、ガイダンスでは定性的情報、及び将来情報に関するものが含まれる

(出所) 日本公認会計士協会「国際監査基準 (ISA) 等の翻訳完了について、ISAE3000」、IAASB本会合資料 (2020年12月)